Step.5
詳細

近隣住民への事前周知について

姫路市内で住宅宿泊事業を行う場合、条例により住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出をする前日までに近隣住民に対して、事業実施について事前周知をしなければなりません。

1. 事前周知の対象者

（１） 条例により必須となる者

当該自治会の会員である住民全員（全世帯）。ただし、分譲マンションの場合は、区分所有者全員。

（２） 条例に規定されていないが、周知することが望ましい者

届出住宅の立地状況等により、周知しておくことが適切と思われる住民

届出住宅が他の自治会域に隣接する場合、その自治会や必要に応じた周辺住民 等

2. 事前周知の内容と方法

手順１ 住宅宿泊事業に関し、**説明義務のある事項を記載した周知の実施案内**を上記１の（１）及び必要に応じて（２）にかかる者に対して配布しなければなりません。

→様式は１４ページ

手順２ 事前周知の実施は、以下のいずれかの方法で行わなければなりません。

・近隣住民を対象とする説明会を実施する。

・近隣住民に戸別に訪問して説明する（案内文等を投函するだけでなく、必ず対面で説明すること）。

3. 留意事項

事前周知を行ったときに、近隣住民から意見または要望を受けたときは、これらに対し、適切かつ迅速に対応するように努めなければなりません。

意見または要望とその対応について、以下の４の報告の時に必要であるため、記録を残してください。

4. 事前周知実施状況報告

住宅宿泊事業の届出を行うときに、**近隣住民への事前周知の実施状況を記載した書面**を提出しなければなりません。

→様式は１４・１５ページ